

こうち 2012 こうち

労働市場月報(10月分)

平成24年12月号 No. 533



四国霊場八十八箇所第二十四番札所 最御崎寺（室戸市）

〈今月の記事〉

- | | |
|-----------------------------------|--|
| ・ 10月雇用動向 1～9 | ・ 使用者による障害者虐待をなくそう 12 |
| ・ 「高校生就職フェア」を開催しました 10 | ・ 平成25年4月1日から希望者全員の雇用確保を図るための
高年齢者雇用安定法が施行されます！ 13～14 |
| ・ 「高知地方労働審議会」を開催しました 10 | ・ 障害者の雇用状況について 15～16 |
| ・ 「介護就職デイ（就職面接会）」を開催しました 11 | |

高知労働局職業安定部

（高知労働局ホームページ <http://kochi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>）

最近の雇用失業情勢（平成24年10月）

【ポイント】

- 有効求人倍率は0.61倍で、前月に比べて0.01ポイント下降
- 新規求人数は前年同月比で2ヵ月連続で増加
- 新規求職者数は前年同月比で3ヵ月ぶりに増加

1 有効求人倍率

- 県内の有効求人倍率（季節調整値）は、0.61倍で前月を0.01ポイント下回り、前年同月と同水準だった。
- 正社員有効求人倍率（原数値、パートを除く）は、0.31倍で前月を0.01ポイント上回り、前年同月を0.02ポイント上回った。
- 安定所別の有効求人倍率（原数値）は、高知所0.68倍、須崎所0.58倍、四万十所0.69倍、安芸所0.58倍、いの所0.43倍となった。

2 求人の動き

- 新規求人数は、前年同月比9.7%（439人）増の4,984人となり、2ヵ月連続で前年同月を上回った。
新規求人数を産業別に前年同月と比較すると、主な産業では農業、林業、漁業（92.6%増）、建設業（3.8%増）、運輸業、郵便業（13.1%増）、卸売・小売業（13.7%増）、宿泊業、飲食サービス業（14.8%増）、生活関連サービス業、娯楽業（5.8%増）、公務その他（3.2%増）などで増加となり、製造業（0.6%減）で減少した。
- パート新規求人を見ると、前年同月比6.0%（119人）減の1,872人で、新規求人全体の37.6%を占めている。
- 有効求人数は、前年同月比6.1%（664人）増の11,626人となり、37ヵ月連続で前年同月を上回った。
- 正社員有効求人数（パートを除く）は4,204人で前年同月比9.5%（365人）増となり、前月比では2.2%（92人）増となった。有効求人全数に占める割合は36.2%で前月から0.1ポイント低下した。

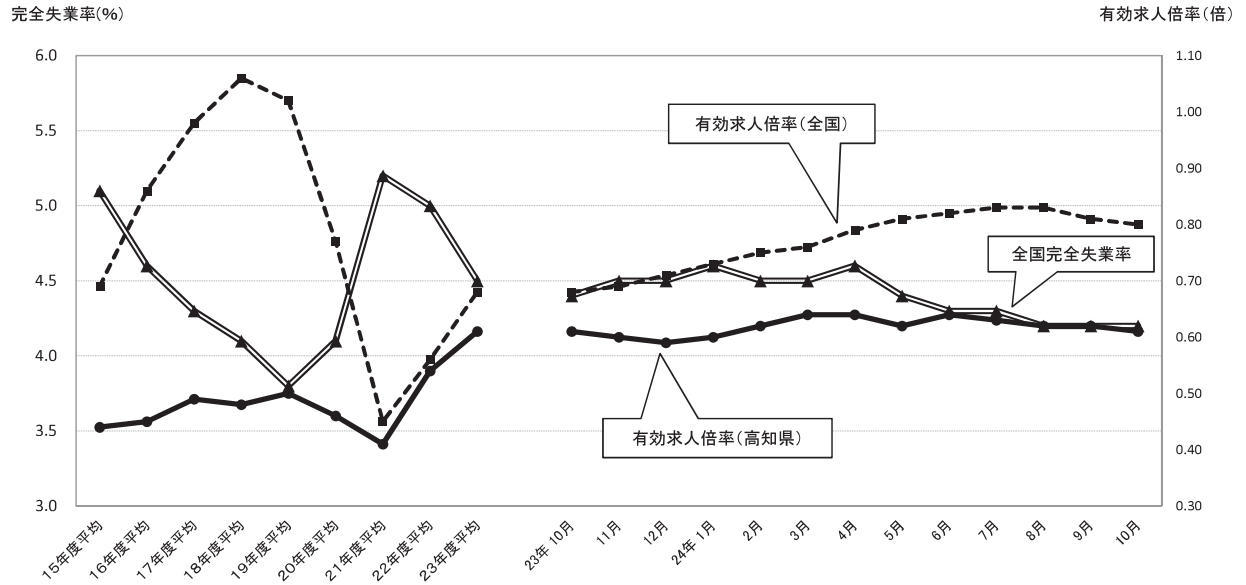
3 求職の動き

- 新規求職者数は、前年同月比6.3%（253人）増の4,268人となり、3ヵ月ぶりに前年同月を上回った。このうち、パート求職者は、前年同月比10.3%（97人）増の1,037人で、新規求職者全体の24.3%を占めている。
パートを含む新規常用求職者数4,202人について態様別に前年同月比でみると、在職中の者は5.6%増の829人、離職者は12.0%増の2,749人、無業者は14.3%減の624人となった。離職者の内訳をみると、事業主都合離職者は、前年同月比10.8%増の952人、自己都合離職者は前年同月比14.4%増の1,664人となった。
- 有効求職者数は、5.2%（903人）増の18,126人となり、6ヵ月連続で前年同月を上回った。

4 就職状況

- 就職件数は、前年同月比4.6%（68件）増の1,558件となり、3ヵ月ぶりに前年同月を上回った。
このうちパートは、4.1%（17件）減の399件で、就職件数全体の25.6%を占めている。

有効求人倍率・完全失業率の推移(季節調整値)



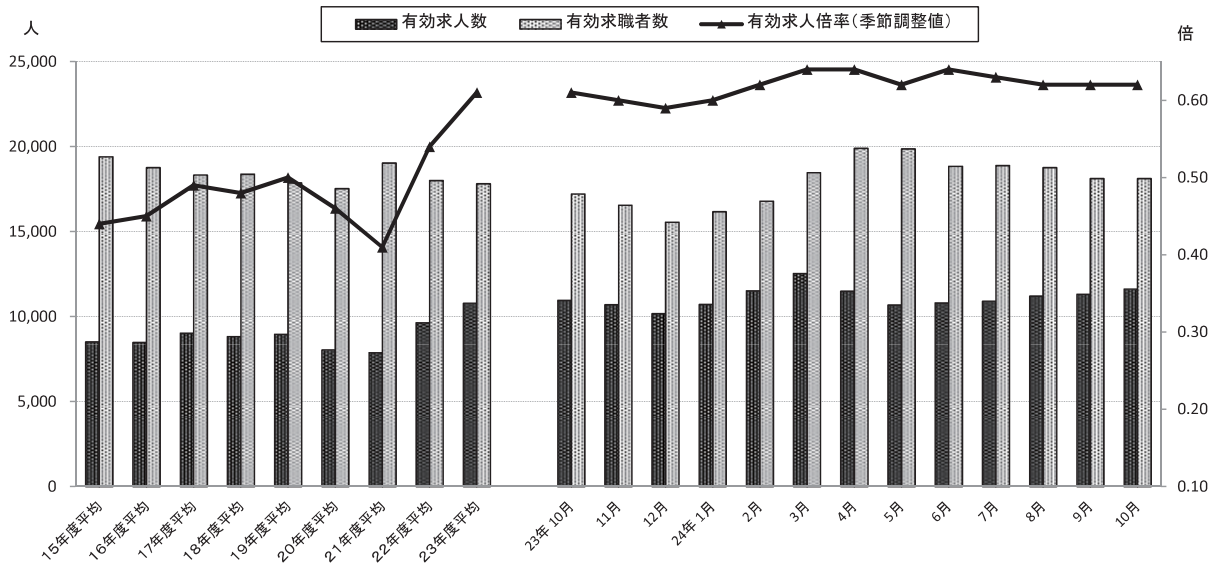
	15年度 平均	16年度 平均	17年度 平均	18年度 平均	19年度 平均	20年度 平均	21年度 平均	22年度 平均	23年度 平均	23年 10月	11月	12月	24年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
有効求人倍率(高知県)	0.44	0.45	0.49	0.48	0.50	0.46	0.41	0.54	0.61	0.61	0.60	0.59	0.60	0.62	0.64	0.64	0.62	0.64	0.63	0.62	0.62	0.61
有効求人倍率(全国)	0.69	0.86	0.98	1.06	1.02	0.77	0.45	0.56	0.68	0.68	0.69	0.71	0.73	0.75	0.76	0.79	0.81	0.82	0.83	0.83	0.81	0.80
全国完全失業率	5.1	4.6	4.3	4.1	3.8	4.1	5.2	5.0	4.5	4.4	4.5	4.5	4.6	4.5	4.5	4.6	4.4	4.3	4.3	4.2	4.2	4.2

※ 有効求人倍率の季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、平成23年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※ 完全失業率(23年12月以前の数値は新季節指数により改訂されている。)

※ 年度平均は実数値

有効求人数・有効求職者数の推移(実数値)



	15年度 平均	16年度 平均	17年度 平均	18年度 平均	19年度 平均	20年度 平均	21年度 平均	22年度 平均	23年度 平均	23年 10月	11月	12月	24年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
有効求人数	8,507	8,481	9,033	8,834	8,971	8,045	7,877	9,647	10,794	10,962	10,696	10,169	10,713	11,522	12,549	11,500	10,690	10,802	10,910	11,212	11,321	11,626
有効求職者数	19,403	18,776	18,340	18,375	17,861	17,538	19,045	18,004	17,815	17,223	16,554	15,561	16,183	16,795	18,472	19,896	19,867	18,843	18,888	18,778	18,127	18,126

※ 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、有効求人倍率の平成23年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

職 業 紹 介 状 況（学卒を除きパートタイムを含む）

項目 年度月		A 新規求職申込件数			B 月間有効求職者数			C 新規求人数		D 月間有効求人数		E 就 職 件 数					就職率 （％）	求 人 倍 率 （実 数）		求 人 倍 率 （季節調整値）	
			常 用	45歳以上		常 用	45歳以上		常 用		常 用		常 用	県 外	45歳以上	（保） 受 給 者	E／A×100	新規C／A	有効D／B	新 規	有 効
平成19年度		52,592	51,113	17,878	214,333	210,837	84,346	43,319	39,272	107,654	99,891	14,499	12,876	1,143	3,615	3,305	27.6	0.82	0.50	—	—
20		52,933	51,582	18,057	210,459	207,168	81,841	39,031	35,385	96,545	89,549	14,082	12,154	1,023	3,640	2,872	26.6	0.74	0.46	—	—
21		54,812	53,448	19,198	228,539	225,287	92,019	41,797	36,558	94,526	85,819	16,319	13,445	913	4,690	3,662	29.8	0.76	0.41	—	—
22		53,637	52,579	18,519	216,050	213,438	86,583	49,639	43,128	115,758	104,045	17,398	14,299	978	5,133	3,548	32.4	0.93	0.54	—	—
23		52,831	51,793	18,797	213,781	211,291	87,788	53,721	47,035	129,533	116,803	17,308	14,312	1,180	5,285	3,682	32.8	1.02	0.61	—	—
平成23年10月		4,015	3,967	1,457	17,223	17,091	7,222	4,545	3,772	10,962	9,571	1,490	1,240	168	495	316	37.1	1.13	0.64	0.98	0.61
11		3,605	3,556	1,234	16,554	16,440	6,844	4,182	3,662	10,696	9,413	1,351	1,102	97	416	297	37.5	1.16	0.65	1.02	0.60
12		3,169	3,040	1,146	15,561	15,269	6,554	3,871	3,203	10,169	8,972	1,170	849	80	363	277	36.9	1.22	0.65	0.97	0.59
平成24年1月		4,727	4,660	1,521	16,183	15,932	6,572	4,735	4,128	10,713	9,661	1,102	866	80	370	250	23.3	1.00	0.66	1.06	0.60
2		4,400	4,386	1,444	16,795	16,708	6,589	4,863	4,375	11,522	10,462	1,234	1,033	81	348	238	28.0	1.11	0.69	1.13	0.62
3		5,045	5,027	1,729	18,472	18,424	7,194	5,405	4,801	12,549	11,482	1,912	1,586	92	609	399	37.9	1.07	0.68	1.12	0.64
4		6,163	6,081	2,573	19,896	19,785	8,218	4,589	4,194	11,500	10,651	2,034	1,728	112	622	363	33.0	0.74	0.58	1.04	0.64
5		4,790	4,756	1,752	19,867	19,750	8,412	4,111	3,688	10,690	9,866	1,777	1,565	118	543	398	37.1	0.86	0.54	0.96	0.62
6		3,792	3,752	1,317	18,843	18,759	8,035	4,490	4,085	10,802	9,979	1,269	1,099	92	367	316	33.5	1.18	0.57	1.15	0.64
7		4,375	4,014	1,774	18,888	18,472	8,183	4,429	4,071	10,910	10,095	1,314	1,143	99	388	329	30.0	1.01	0.58	0.96	0.63
8		4,287	4,141	1,564	18,778	18,259	8,169	4,299	3,866	11,212	10,400	1,280	1,083	92	408	330	29.9	1.00	0.60	1.00	0.62
9		4,076	3,974	1,418	18,127	17,882	7,676	4,506	3,712	11,321	10,100	1,328	1,120	95	432	317	32.6	1.11	0.62	1.05	0.62
10		4,268	4,202	1,538	18,126	17,953	7,574	4,984	4,422	11,626	10,326	1,558	1,254	112	496	347	36.5	1.17	0.64	1.05	0.61
増減比 （％）	前 月	4.7	5.7	8.5	▲ 0.0	0.4	▲ 1.3	10.6	19.1	2.7	2.2	17.3	12.0	17.9	14.8	9.5	3.9 （ポイント）	0.06 （ポイント）	0.02 （ポイント）	0.00 （ポイント）	▲ 0.01 （ポイント）
	前年同月	6.3	5.9	5.6	5.2	5.0	4.9	9.7	17.2	6.1	7.9	4.6	1.1	▲ 33.3	0.2	9.8	▲ 0.6 （ポイント）	0.04 （ポイント）	0.00 （ポイント）	0.07 （ポイント）	0.00 （ポイント）
安 定 所 別	高 知	2,783	2,761	975	11,792	11,756	4,738	3,390	3,000	8,026	7,089	934	762	75	300	224	33.6	1.22	0.68	※	※
	須 崎	296	279	132	1,448	1,382	714	404	385	846	785	124	98	8	47	22	41.9	1.36	0.58	※	※
	四 万 十	454	449	143	1,835	1,812	808	529	478	1,262	1,168	165	138	13	43	28	36.3	1.17	0.69	※	※
	安 芸	264	261	113	1,118	1,093	528	264	237	654	572	120	84	4	44	25	45.5	1.00	0.58	※	※
	い の	471	452	175	1,933	1,910	786	397	322	838	712	215	172	12	62	48	45.6	0.84	0.43	※	※

（注）季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-A R I M A）による。なお、求人倍率（季節調整値）の平成23年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

産業別・規模別新規求人の状況

産 業		総			数	
		24年10月	23年10月	前年同月比(%)	パートタイム	
					24年10月	23年10月
A, B 農 業 , 林 業 , 漁 業 (01~04)		181	94	92.6	47	30
C 鉱 業 , 採 石 , 砂 利 採 取 業 (05)		3	3	0.0	0	0
D 建 設 業 (06~08)		355	342	3.8	8	18
06 総 合 工 事 業		240	241	▲ 0.4	4	15
E 製 造 業 (09~32)		337	339	▲ 0.6	88	134
09 食 料 品 製 造 業		103	151	▲ 31.8	48	92
10 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業		16	15	6.7	8	8
11 織 維 工 業		19	20	▲ 5.0	4	4
12 木 材 ・ 木 製 品 製 造 業		11	21	▲ 47.6	0	4
13 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業		1	4	▲ 75.0	0	0
14 パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業		28	25	12.0	6	6
15 印 刷 ・ 同 関 連 業		11	9	22.2	0	0
16 化 学 工 業		3	1	200.0	0	0
17 石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業		0	0		0	0
18 プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業		4	4	0.0	0	0
19 ゴ ム 製 品 製 造 業		0	0		0	0
21 窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業		12	4	200.0	0	1
22 鉄 鋼 製 造 業		8	5	60.0	2	0
23 非 鉄 金 属 製 造 業		0	0		0	0
24 金 属 製 品 製 造 業		11	9	22.2	2	0
25 は ん 用 機 械 器 具 製 造 業		16	8	100.0	2	1
26 生 産 用 機 械 器 具 製 造 業		20	6	233.3	1	1
27 業 務 用 機 械 器 具 製 造 業		8	7	14.3	1	1
28 電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業		2	6	▲ 66.7	0	5
29 電 気 機 械 器 具 製 造 業		11	8	37.5	0	2
30 情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業		0	0		0	0
31 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業		36	28	28.6	7	5
20, 32 そ の 他 の 製 造 業		17	8	112.5	7	4
F 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 (33~36)		0	1	▲ 100.0	0	0
G 情 報 通 信 業 (37~41)		25	30	▲ 16.7	6	7
39 情 報 サ ー ビ ス 業		8	19	▲ 57.9	3	5
H 運 輸 業 , 郵 便 業 (42~49)		224	198	13.1	37	53
I 卸 売 業 , 小 売 業 (50~61)		1,113	979	13.7	766	688
50~55 卸 売 業		206	170	21.2	107	117
56~61 小 売 業		907	809	12.1	659	571
J 金 融 業 , 保 険 業 (62~67)		80	71	12.7	12	2
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業 (68~70)		59	41	43.9	26	16
L 学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業 (71~74)		127	81	56.8	14	16
M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業 (75~77)		395	344	14.8	248	240
75 宿 泊 業		150	101	48.5	98	75
76 飲 食 店		228	227	0.4	144	158
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業 (78~80)		163	154	5.8	40	49
O 教 育 , 学 習 支 援 業 (81, 82)		54	95	▲ 43.2	37	77
P 医 療 , 福 祉 (83~85)		1,227	1,066	15.1	399	390
83 医 療 業		577	543	6.3	132	137
85 社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉 ・ 介 護 事 業		648	523	23.9	266	253
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業 (86, 87)		71	165	▲ 57.0	20	126
R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の) (88~96)		377	355	6.2	84	90
S, T 公 務 , そ の 他 (97, 98, 99)		193	187	3.2	40	55
合 計		4,984	4,545	9.7	1,872	1,991
事業所規模別	29人以下	3,121	2,698	15.7	1,305	1,320
	30~99人	1,103	1,070	3.1	338	324
	100~299人	564	456	23.7	159	157
	300~499人	83	203	▲ 59.1	23	145
	500~999人	77	74	4.1	41	31
	1,000人以上	36	44	▲ 18.2	6	14

(注) 平成19年11月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分による。

求人・求職・就職バランスシート（パートを含む常用）

24年10月

	求人倍率 (倍)	有効求人 (人)	有効求職 (人)			就職件数 (人)		
			合 計	男	女	合 計	男	女
職 業 計	0.58	10,326	17,953	8,437	9,508	1,254	569	685
管 理 的 職 業	1.03	33	32	30	2	5	4	1
専門的・技術的職業	1.18	2,166	1,836	654	1,182	180	52	128
建築・土木技術者等	2.35	320	136	130	6	17	15	2
医師、薬剤師等	7.65	176	23	6	17	7	0	7
保健師、助産師、看護師	1.83	841	460	19	441	61	4	57
社会福祉の専門的職業	0.76	354	463	103	360	45	11	34
事 務 的 職 業	0.18	781	4,230	810	3,419	193	35	158
一 般 事 務 員	0.13	509	3,869	663	3,205	147	14	133
会 計 事 務 員	0.42	66	157	35	122	14	5	9
販 売 の 職 業	1.17	2,086	1,779	864	915	144	56	88
サ ー ビ ス の 職 業	1.15	2,592	2,251	703	1,546	293	91	202
介護サービスの職業	1.04	936	896	267	629	128	39	89
保健医療サービス	0.90	157	175	39	135	39	6	33
生活衛生サービス	1.81	177	98	14	84	6	1	5
飲食物調理の職業	0.84	512	611	224	387	63	23	40
接客・給仕の職業	1.89	722	382	125	256	34	9	25
保 安 の 職 業	4.66	368	79	72	7	15	14	1
農 林 漁 業 の 職 業	0.52	137	266	193	73	26	24	2
生 産 工 程 の 職 業	0.59	675	1,149	852	297	124	87	37
金 属 材 料 製 造 等	0.76	155	205	201	4	29	29	0
製品製造・加工処理	0.83	397	479	259	220	69	38	31
機 械 組 立 の 職 業	0.09	20	224	184	40	9	6	3
機械整備・修理の職業	0.54	59	109	106	3	6	6	0
生産関連・生産類似	0.23	22	96	70	26	1	1	0
輸送・機械運転の職業	0.67	376	562	557	5	66	66	0
定置・建設機械運転	0.63	39	62	62	0	12	12	0
建設・採掘の職業	0.55	386	703	696	7	50	50	0
建設躯体工事の職業	1.83	75	41	41	0	4	4	0
建 設 の 職 業	0.61	65	107	105	2	7	7	0
電 気 工 事 の 職 業	0.48	46	95	95	0	11	11	0
土 木 の 職 業	0.44	200	459	454	5	28	28	0
運搬・清掃等の職業	0.16	726	4,516	2,674	1,837	158	90	68
運 搬 の 職 業	0.41	241	589	531	58	53	43	10
清 掃 の 職 業	0.26	240	913	474	436	49	22	27
その他の運搬等の職業	0.07	201	3,000	1,667	1,331	38	19	19
分 類 不 能 の 職 業	0.00	0	550	332	218	0	0	0

（注）求職申込書における「性別」欄の記入が任意のため、男女別の合計は全体の値と必ずしも一致しない。

（注）平成24年4月から職業分類を改定。

正社員の職業紹介状況（パートタイムを除く常用）

項目 年度月		正 社 員 新規求人数	正 社 員 有効求人数	正 社 員 就 職 件 数	正 社 員 充 足 数	常 用 フルタイム 有効求職者数	正 社 員 有 効 求 人 倍 率	正 社 員 充 足 率
平成19年度		17,950	47,060	6,151	5,754	174,413	0.27	32.1
20		15,497	41,093	5,444	5,135	167,923	0.24	33.1
21		14,379	36,592	5,577	5,356	180,774	0.20	37.2
22		16,760	42,638	5,800	5,606	168,250	0.25	33.4
23		17,976	46,773	5,767	5,646	162,685	0.29	31.4
平成23年10月		1,493	3,839	493	477	13,018	0.29	31.9
11		1,491	3,840	459	447	12,509	0.31	30.0
12		1,218	3,683	380	363	11,688	0.32	29.8
平成24年1月		1,750	4,025	406	409	12,210	0.33	23.4
2		1,655	4,204	486	491	12,845	0.33	29.7
3		1,494	4,189	604	620	14,203	0.29	41.5
4		1,603	4,068	546	537	15,179	0.27	33.5
5		1,428	3,977	601	575	15,062	0.26	40.3
6		1,425	3,929	481	471	14,273	0.28	33.1
7		1,708	4,060	481	461	14,129	0.29	27.0
8		1,485	4,075	505	496	13,959	0.29	33.4
9		1,475	4,112	454	447	13,559	0.30	30.3
10		1,802	4,204	541	527	13,553	0.31	29.2
増減比 (%)	前 月	22.2	2.2	19.2	17.9	▲ 0.0	0.01 (ポイント)	▲ 1.1 (ポイント)
	前 年 比	20.7	9.5	9.7	10.5	4.1	0.02 (ポイント)	▲ 2.7 (ポイント)
安 定 所 別	高 知	1,257	2,948	361	399	8,773	0.34	31.7
	須 崎	161	342	36	20	1,069	0.32	12.4
	四 万 十	184	437	48	40	1,419	0.31	21.7
	安 芸	74	180	27	21	855	0.21	28.4
	い の	126	297	69	47	1,437	0.21	37.3

(注) 正社員有効求人倍率＝正社員有効求人数／常用フルタイム有効求職者数

充足率＝正社員充足数／正社員新規求人数×100

なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望するものも含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

パートタイムの状況

項目 年度月		新規求職 申込件数	新規求人数	月間有効 求職者数 (A)	月間有効 求人数 (B)	就職件数	有効求人 倍率(実数) (B)／(A)
平成19年度		9,751	16,012	36,473	40,192	4,226	1.10
20		10,600	15,353	39,320	38,163	4,451	0.97
21		11,677	16,954	44,783	38,738	4,995	0.87
22		11,806	20,312	45,395	48,354	5,183	1.07
23		12,150	22,160	48,819	53,797	5,193	1.10
平成23年10月		940	1,991	4,087	4,584	416	1.12
11		872	1,698	3,947	4,471	438	1.13
12		644	1,649	3,596	4,179	372	1.16
平成24年1月		1,073	1,803	3,742	4,227	337	1.13
2		1,009	2,018	3,880	4,659	353	1.20
3		1,117	2,079	4,237	4,972	549	1.17
4		1,485	1,834	4,619	4,660	633	1.01
5		1,191	1,633	4,700	4,393	493	0.93
6		869	2,122	4,503	4,680	388	1.04
7		906	1,766	4,363	4,616	389	1.06
8		981	1,781	4,316	4,835	370	1.12
9		1,006	1,911	4,337	4,811	427	1.11
10		1,037	1,872	4,415	4,729	399	1.07
増減比 (%)	前月	3.1	▲ 2.0	1.8	▲ 1.7	▲ 6.6	▲ 0.04 (ポイント)
	前年比	10.3	▲ 6.0	8.0	3.2	▲ 4.1	▲ 0.05 (ポイント)
安定所別	高知	705	1,355	2,996	3,434	230	1.15
	須崎	69	127	313	292	32	0.93
	四万十	108	183	394	519	53	1.32
	安芸	55	93	239	230	21	0.96
	いの	100	114	473	254	63	0.54

雇 用 保 険 の 状 況

項目 年度月		適 用 事業所 数	被保険 者 数 (A)	資 格 取得者 数	資 格 喪失者 数	う ち 事業主 都合 離職数	一 般			高 齢 受給者 数	特 例 受給者 数	基 本 受給率 B/(A+B) ×100 (%)	日 雇 受給者 実人員
							受 給 資 格 決 定 件 数	基 本					
								初 回 受 給 者	受 給 者 実 人 員 (B)				
平成19年度		13,601	176,386	41,936	39,968	6,110	16,233	14,845	5,839	65	122	3.2	162
20		13,326	179,056	36,973	37,773	6,422	15,038	13,182	5,030	65	114	2.7	159
21		13,299	180,553	38,844	36,094	5,218	13,935	12,747	5,407	71	106	2.9	164
22		13,537	184,920	42,416	38,315	4,054	12,556	10,996	4,318	65	86	2.3	170
23		13,615	187,298	41,572	39,594	3,850	13,111	11,477	4,353	71	77	2.3	167
平成23年10月		13,586	187,747	3,706	3,013	277	1,013	783	4,235	58	62	2.2	173
11		13,598	188,395	3,004	2,339	199	903	895	4,145	71	64	2.2	166
12		13,610	189,049	3,002	2,326	260	730	765	4,025	60	15	2.1	165
平成24年1月		13,617	188,100	2,517	3,465	230	1,036	784	3,986	52	114	2.1	167
2		13,625	188,073	2,540	2,559	230	914	895	3,948	76	44	2.1	172
3		13,639	186,989	2,730	3,864	289	981	802	3,911	63	2	2.0	166
4		13,643	185,304	6,939	8,613	796	2,474	1,308	4,446	203	17	2.3	167
5		13,659	187,925	5,414	2,792	223	1,206	1,685	5,076	113	65	2.6	157
6		13,648	188,320	2,897	2,505	273	875	740	4,811	93	16	2.5	157
7		13,643	187,835	2,998	3,473	388	1,109	985	5,005	52	40	2.6	161
8		13,651	187,044	2,613	3,375	261	1,051	1,044	4,749	91	360	2.5	170
9		13,556	187,267	2,967	2,734	254	885	757	4,370	81	130	2.3	157
10		13,567	187,435	3,416	3,216	411	1,062 (5)	859 (6)	4,361 (11)	67 (1)	74	2.3	155
増減比 (%)	前 月	0.1	0.1	15.1	17.6	61.8	20.0	13.5	▲ 0.2	▲ 17.3	▲ 43.1	0.0	▲ 1.3
	前年同月	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 7.8	6.7	48.4	4.8	9.7	3.0	15.5	19.4	0.1	▲ 10.4
安 定 所 別	高 知	8,555	135,882	2,319	2,341	326	659	524	2,616	42	0	1.9	114
	須 崎	1,462	15,329	266	235	11	103	78	458	9	33	2.9	0
	四 万 十	1,633	15,430	302	252	29	130	98	505	5	19	3.2	0
	安 芸	878	8,071	237	185	34	82	71	347	3	20	4.1	0
	い の	1,039	12,723	292	203	11	83	82	424	7	2	3.2	41

(注) 年度の適用事業所数・被保険者数・受給者実人員・受給者数は月平均。

(注) 日雇受給者実人員は、同一人が複数安定所で受給が可能なため安定所計と必ずしも一致しない。

(注) () 内は船員保険で内数。当月分のみ記載。

平成24年度 高校新卒者就職面談会 「高校生就職フェア」を開催

緩やかに回復していた景気は円高や欧州信用不安等の影響から不透明となり、平成24年10月における高知県内の有効求人倍率は0.61倍で、雇用失業情勢は持ち直しの動きが見られるものの依然厳しい状況が続いています。

平成24年3月卒の高校卒業生の就職内定状況については、3月末時点で89.2%と前年度を1.8ポイント下回り、128名の未内定卒業者が発生したところです。

平成25年3月の卒業生を取り巻く状況についても、9月末現在の有効求人倍率が0.98倍となっており、昨年度より改善したものの依然として厳しい状況が予想され、昨年度同様多くの未内定卒業者が発生することが危惧されています。

このような状況に対応するため、就職希望の生徒に対して就職の機会を確保し、企業に対しては若年



(面談会のようす)

労働者確保の支援として、高知労働局・高知県・高知県教育委員会・ジョブカフェこうち・公共職業安定所（ハローワーク）の主催により、平成24年11月14日（水）、三翠園において「高校生就職フェア」を開催しました。

参加生徒数156名、参加企業数53社で、参加企業より企業概要説明の後、生徒達は希望の企業ブースを回り、各採用担当者との面談を行いました。

「平成24年度 第1回 高知地方労働審議会」を開催

労働行政（労働基準・職業安定・雇用均等）が地域のニーズに即した行政展開をするために、労働行政の運営状況等を審議し、意見・要望等を労働行政に反映させることを目的とする「高知地方労働審議会」の平成24年度第1回会議を平成24年11月13日（火）高知会館において開催しました。

会議には、審議会の構成員である公益代表、労働者代表、使用者代表の14名の審議会委員が出席し、高知労働局から労働行政の運営状況等報告後、質疑等意見交換が行われました。



(審議会のようす)

「介護就職デイ（就職面接会）」を開催

平成24年10月の高知県内の有効求人倍率が0.61倍と厳しい雇用失業情勢が続く介護関係職種については有効求人倍率が高く、雇用の受け皿として期待されているところです。

このため厚生労働省では、平成21年度から11月11日の「介護の日」前後を集中的な開催日とする「介護就職デイ」に全国のハローワークで介護分野の就職面接会を実施しています。

今年度、高知県内では、主催を高知労働局・ハローワーク・高知県地域共同就職支援センター、共催を高知県・介護労働安定センター高知支部・高知県社会福祉協議会・高知県福祉人材センター・高知県シルバー人材センター連合会として次のとおり開催しました。

11月8日（木） ハローワーク須崎会議室
参加企業数：3社、参加者数：11名

11月9日（金） 安芸市総合社会福祉センター
参加企業数：15社、参加者数：29名

11月13日（火） ハローワーク四万十会議室
参加企業数：5社、参加者数：23名

11月20日（火） 高知市文化プラザ かるぽーと
参加企業数：34社、参加者数：111名



（かるぽーと会場のようなす）



（安芸会場のようす）

使用者による障害者虐待をなくそう

～すべての人が安心して働き続けられる職場にするために～

1 平成24年10月1日から障害者虐待防止法が施行されました

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」）が平成24年10月1日に施行されました。この法律は、障害者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取組みや、障害者を現に養護する人（養護者）に対して支援措置を講じることなどを定めたものです。

法律では、「養護者」「障害者福祉施設従事者等」「使用者」の3つの障害者虐待防止について規定しています。

2 「使用者による障害者虐待」とは

「使用者」とは、障害者を雇用する事業主または事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者（工場長、労務管理者、人事担当者など）をいいます。

使用者が事業所で雇用する障害者について行う以下の行為を「使用者による障害者虐待」と定義しています。

① 身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じたり、生じる恐れのある暴行を加えること、または正当な理由なく障害者の身体を拘束すること（たたく、つねる、なぐる等）

② 性的虐待

障害者に対してわいせつな行為をすること、または障害者にわいせつな行為をさせること（裸の写真を撮る、理由もなく不必要に身体を触る等）

③ 心理的虐待

障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他、障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと（脅迫する、怒鳴る、悪口を言う等）

④ 放棄・放任による虐待

障害者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置のほか、他の労働者による①から③の虐待行為の放置など、これに準じる行為を行うこと（住み込みで食事を提供することになっているにもかかわらず食事を与えない、仕事を与えない等）

⑤ 経済的虐待

障害者の財産を不当に処分することその他、障害者から不当に財産上の利益を得ること（障害者であることを理由に賃金等を支払わない、賃金額が最低賃金に満たない等）

3 事業主の責務

障害者を雇用する事業主は、障害者虐待を防止するため、労働者に対する研修の実施、障害者や家族からの苦情の処理体制の整備といった措置を講じることが必要です。

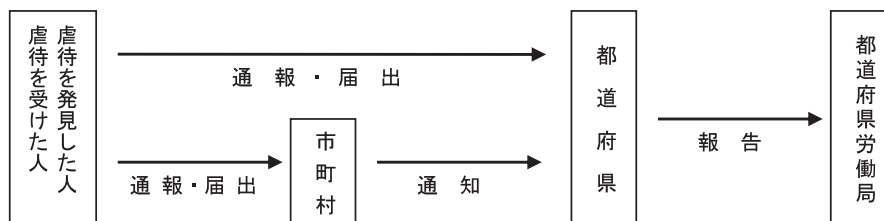
また、事業主は、労働者が通報や届出をしたことを理由に、その労働者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはなりません。

4 使用者による障害者虐待を受けたら届出を、発見したら通報を！

障害者虐待防止法では、虐待の発見者は、市町村または都道府県に通報する義務があり、虐待を受けた障害者は届出することができます。

使用者による障害者虐待を受けたり、虐待を受けた恐れのある障害者を発見したら、まず、事業所所在地の市町村または都道府県障害者虐待対応窓口にご連絡ください。

以下の流れで、都道府県労働局へ報告されます。通報などの秘密は守られます。



報告を受けた都道府県労働局（労働基準監督署・ハローワークを含む）では、都道府県と連携を図りつつ、所管する法律の規定による権限を適切に行使します。

◆ その他、不明な点は、高知労働局総務部企画室(TEL088-885-6028)までお問い合わせください。適切な窓口をご案内します。

平成25年4月1日から 希望者全員の雇用確保を図るための 高年齢者雇用安定法が施行されます！

急速な高齢化の進行に対応し、高年齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されます。今回の改正は、定年に達した人を引き続き雇用する「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定できる仕組みの廃止などを内容としています。

改正のポイント

- 1 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止
- 2 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大
- 3 義務違反の企業に対する公表規定の導入
- 4 高年齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針の策定

1. 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止

65歳未満の定年を定めている事業主が、高年齢者雇用確保措置（14頁参照）として継続雇用制度を導入する場合、現行の法律では、継続雇用の対象者を限定する基準を労使協定で定めることができます。今回の改正でこの仕組みが廃止され、平成25年4月1日からは、希望者全員を継続雇用制度の対象とすることが必要になります。

【経過措置】

ただし、以下の経過措置が認められています。

平成25年3月31日までに継続雇用制度の対象者の基準を労使協定で設けている場合

- ・平成28年3月31日までは61歳以上の人に対して
- ・平成31年3月31日までは62歳以上の人に対して
- ・平成34年3月31日までは63歳以上の人に対して
- ・平成37年3月31日までは64歳以上の人に対して



基準を適用することができます。

◆たとえば、平成28年3月31日までの間は、61歳未満の人については希望者全員を対象にしなければなりませんが、61歳以上の人については基準に適合する人に限定することができます。

2. 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大

定年を迎えた高年齢者の継続雇用先を、自社だけでなく、グループ内の他の会社（子会社や関連会社など）まで広げることができるようになります。

子会社とは、議決権の過半数を有しているなど支配力を及ぼしている企業であり、関連会社とは、議決権を20%以上有しているなど影響力を及ぼしている企業です。この場合、継続雇用についての事業主間の契約が必要になります。

3. 義務違反の企業に対する公表規定の導入

高年齢者雇用確保措置を実施していない企業に対しては、労働局、ハローワークが指導を実施します。

指導後も改善がみられない企業に対しては、高年齢者雇用確保措置義務に関する勧告を行い、それでも法律違反が是正されない場合は企業名を公表することがあります。

4. 高年齢者雇用確保措置の実施・運用に関する指針の策定

今後、事業主が講ずべき高年齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針を、労働政策審議会における議論などを経て策定します。

この指針には、業務の遂行に堪えない人※を継続雇用制度でどのように取り扱うかなどを含みます。

※平成24年1月6日の労働政策審議会の建議では、「就業規則における解雇事由または退職事由に該当する者について継続雇用の対象外とすることもできる」とし「この場合、客観的合理性・社会的相当性が求められる」と示されています。

【高年齢者雇用確保措置とは】 高年齢者雇用安定法第9条

定年を65歳未満に定めている事業主は、その雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、次の①～③のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じなければなりません。

- ① 定年の引き上げ ②継続雇用制度の導入 ③定年制の廃止

◆改正法や高年齢者雇用確保措置について詳しくは、高知労働局職業対策課（088－885－6052）又は最寄りのハローワークへお問い合わせください。

◆（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の高知高齢・障害者雇用支援センター（088－861－2212）では、高年齢者雇用アドバイザーの派遣などにより、高年齢者雇用についての相談を行っています。

障害者の雇用状況について

～ 高知県の民間企業における雇用状況（平成24年 6 月 1 日現在）～

● 実雇用率は1.98%で前年より0.1ポイント上昇

民間企業（56人以上規模の企業：法定雇用率1.8%）に雇用されている障害者の数は1,414.0人で、前年より7.9%（104.0人）増加し、過去最高となった。

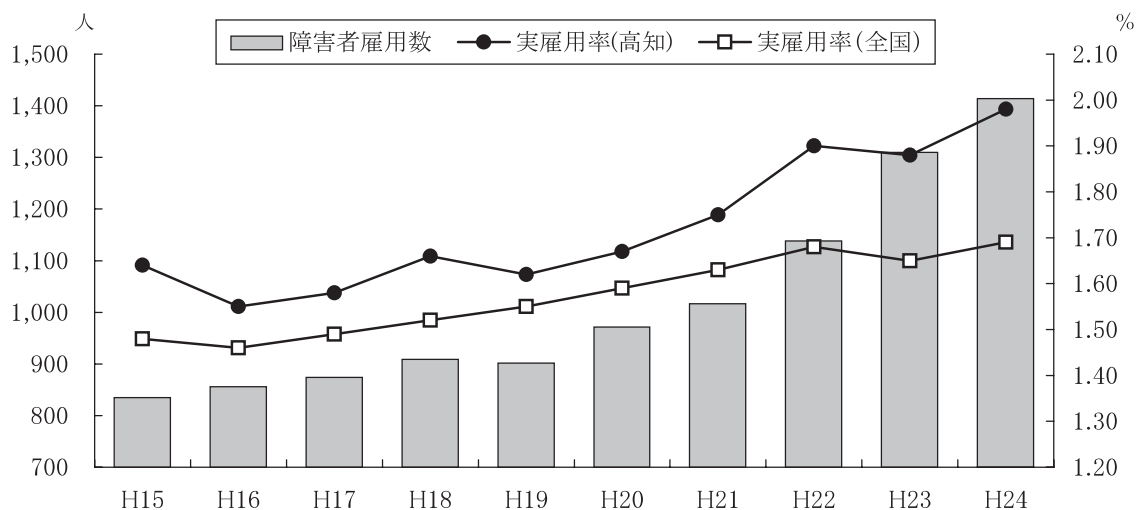
実雇用率は1.98%で、前年の1.88%より0.1ポイント上昇し、法定雇用率を達成した。

法定雇用率達成企業数は241社で前年（226社）より15社増加し、雇用率達成企業割合は56.4%と前年（55.5%）と比べ0.9ポイント上昇した。

区分 年度	① 企 業 数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	③ 障害者の数	④ 実 雇 用 率 ③÷②×100	⑤ 法 定 雇 用 達 成 企 業
	企業	人	人	%	%
平成24年度	427	71,415.5	1,414.0	1.98（1.69）	56.4（46.8）
23	407	69,583.5	1,310.0	1.88（1.65）	55.5（45.3）
22	377	59,869	1,138.5	1.90（1.68）	59.4（47.0）
21	370	58,168	1,016.5	1.75（1.63）	57.3（45.5）
20	371	58,046	971.5	1.67（1.59）	52.8（44.9）

- ※1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- ※2 ③欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- ※3 精神障害者は平成18年 4 月 1 日から実雇用率に算定されることとなった。
- ※4 ④欄「実雇用率」、⑤欄「法定雇用率達成企業の割合」の（ ）は全国平均。
- ※5 平成22年 7 月から、障害者雇用率制度において、障害者ではない短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）も実雇用率の算定対象とし、実雇用率のカウントを0.5カウントとしている。

【障害者雇用状況の推移】



● 企業規模別の状況

企業規模別の実雇用率は、前年と比較して、56～100人未満規模（2.02%→2.12%）、100～300人未満規模企業（1.96%→2.01%）、300～500人未満規模（1.59%→1.74%）、500人以上規模（1.85%→1.97%）と全ての規模区分で上昇した。

区分 規模	① 企業数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	③ 障害者の数	④ 実雇用率 ③÷②×100	⑤ 対前年増減
	企業	人	人	%	ポイント
56～ 100人未満	176 (156)	12,622.5 (11,367.5)	267.0 (230.0)	2.12 (2.02)	0.10
100～ 300人未満	200 (201)	28,346.0 (28,846.0)	570.5 (565.0)	2.01 (1.96)	0.05
300～ 500人未満	32 (32)	10,522.5 (10,824.0)	183.0 (172.5)	1.74 (1.59)	0.15
500人以上	19 (18)	19,924.5 (18,546.0)	393.5 (342.5)	1.97 (1.85)	0.12
合 計	427 (407)	71,415.5 (69,583.5)	1,414.0 (1,310.0)	1.98 (1.88)	0.10

※ 下段（ ）は、平成23年6月1日現在の数値である。

● 産業別の状況

産業別の実雇用率は、「製造業（1.81%）」、「運輸業，郵便業（2.02%）」、「医療，福祉（2.73%）」、「複合サービス事業（1.80%）」の4業種で法定雇用率を上回った。

また、前年と比較して「情報通信業（1.83%→1.54%）」、「運輸業，郵便業（2.13%→2.02%）」、「サービス業（1.43%→1.15%）」以外の業種で上昇した。

産業	区分	実雇用率	前年実雇用率	対前年増減
		%	%	ポイント
建設業		0.86 (1.52)	0.75 (1.46)	0.11
製造業		1.81 (1.81)	1.69 (1.77)	0.12
情報通信業		1.54 (1.42)	1.83 (1.39)	▲ 0.29
運輸業，郵便業		2.02 (1.74)	2.13 (1.69)	▲ 0.11
卸売業，小売業		1.71 (1.48)	1.58 (1.41)	0.13
金融業，保険業		1.76 (1.76)	1.62 (1.73)	0.14
不動産業，物品賃貸業		1.04 (1.39)	0.93 (1.41)	0.11
学术研究，専門・技術サービス業		1.20 (1.50)	0.65 (1.47)	0.55
宿泊業，飲食サービス業		1.03 (1.58)	0.95 (1.49)	0.08
生活関連サービス業，娯楽業		1.76 (1.94)	1.69 (1.87)	0.07
教育，学習支援業		1.77 (1.42)	1.46 (1.37)	0.31
医療，福祉		2.73 (1.98)	2.64 (1.90)	0.09
複合サービス事業		1.80 (1.59)	1.63 (1.79)	0.17
サービス業		1.15 (1.70)	1.43 (1.60)	▲ 0.28

※（ ）内は全国の産業別実雇用率

障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）は、身体障害者又は知的障害者を雇用することを義務づけている事業主等から、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について報告を求めており、同報告を集計したものである。

「障害者雇用促進法」では、障害者を一定率以上雇用しなければならない「法定雇用率」を定めており一般の民間企業においては1.8%の雇用率が適用される。

詳しくは、高知労働局職業対策課（TEL 088-885-6052）までお問い合わせください。

用語の説明

- 一 般＝「パートタイム」以外のものをいう。なお、雇用期間の定めにより「常用」「臨時・季節」に分けられる。
- 常 用＝雇用契約において、雇用期間の定めがない、または、4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。
- パートタイム＝「パートタイム」とは、1日、1週間又は1ヶ月の所定労働時間が当該事業所において、同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比し相当程度短いものをいう。
なお、「パートタイム」は雇用期間の定めにより、「常用的パートタイム」、「臨時的パートタイム」及び「日雇いのパートタイム」に分けられる。
- 新規求職申込件数＝期間中に自安定所で新たに受付けた求職申し込みの件数をいう。
- 月間有効求職者数＝「前月から繰越された有効求職者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計数をいう。
- 就 職 件 数＝自安定所の有効求職者が、自安定所の紹介あっせんにより就職したことを確認した件数をいう。
- ⑨受給者の就職件数＝受給資格決定後、基本手当の支給を終了するまでの間に安定所の紹介により就職した基本手当受給資格者の就職件数をいう。
- 求 人 倍 率＝求職者1人当たり、求人がどれだけあるかをみるもので、次の式で計算される。
- $$\text{新規求人倍率} = \frac{\text{新規求人数}}{\text{新規求職者数}} \quad \text{有効求人倍率} = \frac{\text{有効求人数}}{\text{有効求職者数}}$$
- 新 規 求 人 数＝期間中に新たに受けた求人数（採用予定人員）をいう。
- 月間有効求人数＝「前月から繰越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数をいう。
- 受 給 者 実 人 員＝失業給付を実際に受けた受給資格者の実数をいう。
- 季 節 調 整 値＝1年を周期として繰り返す季節的な要因による変動の影響を取り除いた値である。
(労働関係の季節調整は、厚生労働省においてセンサス局法Ⅱ（X-12）を使用している。)

高知労働局職業安定部のご案内

〒780-8548 高知市南金田1-39

職業安定課	電話 (088) 885-6051	FAX (088) 885-6064
職業対策課	電話 (088) 885-6052	FAX (088) 885-6065
求職者支援室	電話 (088) 888-6600	FAX (088) 885-6065

ハローワーク（公共職業安定所）のご案内

- ハローワーク高知 〒781-8560 高知市大津乙2536-6
電話 (088) 878-5320 FAX (088) 878-5341
- 附属機関 〒780-0822 高知市はりまや町1-5-1 デンテツターミナルビル4F
ハローワークジョブセンターはりまや

職業紹介コーナー	電話 (088) 884-8105	FAX (088) 885-1480
キャリアアップコーナー	電話 (088) 884-8105	FAX (088) 885-1480
就職支援コーナー	電話 (088) 885-5835	FAX (088) 885-5836
U・Iターン相談コーナー	電話 (088) 882-0845	
- 附属機関 〒780-0841 高知市帯屋町2-1-35 片岡ビル3F
高知新卒応援ハローワーク（若者相談コーナー）
電話 (088) 802-2076 FAX (088) 802-2072
- 香美出張所 〒782-0033 香美市土佐山田町旭町1-4-10
電話 (0887) 53-4171 FAX (0887) 53-2291
- ハローワーク須崎 〒785-0012 須崎市西糺町4-3
電話 (0889) 42-2566 FAX (0889) 42-2569
- ハローワーク四万十 〒787-0012 四万十市右山五月町3-12
電話 (0880) 34-1155 FAX (0880) 34-4996
- ハローワーク安芸 〒784-0001 安芸市矢の丸4-4-4
電話 (0887) 34-2111 FAX (0887) 35-3474
- ハローワークいの 〒781-2120 吾川郡いの町枝川1943-1
電話 (088) 893-1225 FAX (088) 893-1226